

リスク説明

株式会社トラストファイナンス（以下、「営業者」といいます。）が運営する「Trust Lending（トラストレンディング）」（以下、「本サイト」といいます。）が提供するソーシャルレンディングサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、営業者が資金需要者（以下、「本借入人」といいます。）との間で金銭消費貸借契約（以下、「本貸付契約」といいます。）を締結して金銭の貸付を行い、本借入人から貸付金の元本及び利息等（遅延損害金等含む）の回収を行うことで収益獲得する事業（以下、「本営業」といいます。）について、本サイト上で出資者となるお客様を募り、お客様との間で商法第 535 条に規定される匿名組合契約（以下、「本契約」といいます。）を締結して、当該契約に基づく出資金（以下、「匿名組合員出資金」といいます。）により本営業を行うものです。

本サービスに内在するリスクについて、以下ご説明いたします。

（1） 本借入人及び保証人の信用状態による影響

本契約は、本借入人との間で本貸付契約を締結して、お客様から出資いただいた資金を貸し付ける営業を出資対象としております。

つまり、お客様に対する出資金の返還は、本貸付債権に係る本借入人からの元本返済金が原資となります。

したがって、本借入人の信用状況が悪化し、営業者に対する本貸付契約に基づく回収金が滞り、あるいは不可能になった場合には、お客様に対する出資金の返還を行うことができないこととなる結果、出資金の元本額が欠損する損失が発生する場合があります。

又、営業者は保証人との間で、本貸付契約を主たる債務とした保証契約を締結する場合があります。本借入人同様に、保証人の信用状況が悪化し、営業者に対する本貸付契約に基づく回収金が滞り、あるいは不可能になった場合にも、お客様に対する出資金の返還を行うことができないこととなる結果、出資金の元本額が減少する損失が発生する場合があります。

（2） 営業者の信用状況による影響

営業者について、倒産手続の開始、その財産についての仮差押えもしくは差押え、又はこれに類する処分がなされた場合は、本営業の遂行に重大な支障が生じる可能性があり、その結果、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされるおそれがあります。

又、本契約においては、営業者はお客様から金銭の出資を受けることとなります。当該出資金は、出資された時点から営業者の資産となりますので、前段の他、監督官庁による行政処分や金融機関との取引停止等、営業者の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金の一部又は全部を返還することができないこととなる可能性があります。

営業者は、お客様から営業者に対する出資金を受け入れることとなります。営業者は、当該出資金を分別管理用預金口座にて適切に分別管理して参りますが、破産法、民事再生法その他の倒産手続が開始された際、当該出資金が破産財団に組み込まれるリスクがあります。

この場合、お客様に対して出資金の一部又は全額の返還をすることができないこととなる可能性があります。

(3) 担保物権の評価額の低下

営業者は、本借入人及び保証人（物上保証人を含む）から以下の担保権を取得する場合があります。

- ① 抵当権
- ② 根抵当権
- ③ 質権
- ④ 金銭債権（売買（売掛、割賦含む）、賃貸借、金銭消費貸借等債権）
- ⑤ 動産
- ⑥ その他、営業者の判断により担保価値があると評価できる権利等

本借入人からの返済が滞った場合、最終的に上記担保権を実行して、本貸付債権の回収を図りますが、本契約締結時において当該担保物権の評価額が、匿名組合員出資金の額に満たない場合、本契約締結時において当該担保物権の評価額が匿名組合員出資金の額を満たしている場合であっても、マクロ環境（政治・法律的环境要因、経済的環境要因、社会的環境要因及び技術的環境要因）等の変化による評価額の低下等により、本貸付債権が全額担保されないこととなる結果、出資金の元本額が欠損する損失が発生するおそれがあります。

(4) 取引先金融機関の信用リスク

営業者が本営業のために預金口座を開設する金融機関が破綻した場合等、本営業の遂行に重大な支障が生じる可能性があり、その結果、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされるおそれがあります。

(5) 税制上のリスク

本営業に関連する税法の規定又はその解釈に変更が生じた場合、本営業における税負担が想定外に増加する可能性があります。

(6) 法制度の変更のリスク

本営業の遂行に影響を与える法制度の変更が行われる可能性があり、その場合、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。

(7) 突発的要因に伴うリスク

金融市場の混乱、営業者その他の関連する当事者の事務的過誤、地震、台風、火災その他の自然災害、又は戦争、内乱、テロその他の人為的災害により、本営業の遂行に重大な支障が生じた結果、本営業の収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。

(8) 営業者の株式が第三者に移転するリスク

営業者の株主の破産、死亡、解散その他の理由により営業者の株式が第三者に移転した場合には、営業者の運営について影響が及ぶリスクがあります。

(9) 本貸付債権の譲渡に伴うリスク

営業者は、本借入人又は保証人（但し、保証契約のある場合）からの回収金が遅滞し、90日間を経過した場合には、弁護士等へ本貸付債権の譲渡を検討します。弁護士等へ何らかの代金額で本貸付債権を売却できた場合には、当該代金額をお客様へ分配させていただきますが、その金額は相当低いものとなりことが想定され、お客様の出資金の一部又は全額を返還することができないこととなる可能性があります。

以上